

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年4月6日 |
| 【会社名】 | 株式会社システムソフト |
| 【英訳名】 | SystemSoft Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 オンゴール・パヴァン |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。) |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 福岡県福岡市中央区天神一丁目12番1号 |
| 【電話番号】 | 092(732)1515(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理本部長 富田 保徳 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 1,008,000,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社システムソフト 福岡本社 (福岡県福岡市中央区天神一丁目12番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 上記の福岡本社は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。 |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|-------------|--|
| 普通株式 | 21,000,000株 | 完全議決権株式で株主の権利に特に限定のない株式。 単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 本有価証券届出書による新株式(以下「本新株式」といいます。)の募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、2026年4月6日付の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)の決議によります。
2. 当社は、EL CAMINO REAL株式会社(以下「EL CAMINO REAL」といいます。)、REGROWTH 1号有限責任事業組合(以下「REGROWTH」といいます。)及び合同会社ミライニホン・アセットマネジメント(以下「ミライニホン」といいます。)、EL CAMINO REAL、REGROWTHと併せて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)との間でそれぞれ、2026年4月6日付で、本第三者割当に係る引受契約(以下「本引受契約」といいます。)を締結しております。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|-------------|---------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 21,000,000株 | 1,008,000,000 | 504,000,000 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 21,000,000株 | 1,008,000,000 | 504,000,000 |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額は、発行価額の総額から資本組入額の総額を控除した残額になります。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 48 | 24 | 100株 | 2026年4月22日(水) | | 2026年4月22日(水) |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 本有価証券届出書の効力発生後、総数引受契約を締結しない場合には、募集株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|---------------------|
| 株式会社システムソフト 管理部 | 福岡県福岡市中央区天神一丁目12番1号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|------------------|
| 株式会社三井住友銀行 麹町支店 | 東京都千代田区麹町六丁目6番2号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|-------------|
| 1,008,000,000 | 15,000,000 | 993,000,000 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、反社会的勢力調査費用及びその他事務費用(印刷費用及び登記費用等)の合計であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額972,000千円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

| 具体的な使途 | 金額(千円) | 支出予定時期 |
|------------|---------|-----------------|
| 企業買収資金 | 893,000 | 2026年5月～2027年9月 |
| 九州新拠点の設立資金 | 100,000 | 2026年7月～2027年9月 |
| 合計 | 993,000 | |

(注) 当社は、本第三者割当により調達する資金を実際に支出するまでは、銀行預金等にて適切に管理する予定であります。

資金使途の詳細は以下のとおりです。

企業買収資金

当社は、本第三者割当の手取金について、関東地域や九州地域等の日本国内を中心として、システム・アプリ開発事業、ブランディング・マーケティング事業、eラーニング事業及びSES事業会社の買収資金、並びにそれらに伴うM&A仲介会社への手数料等の費用に893,000千円を充当することを予定しております。これまでの当社におけるM&Aの実績（直近では、2025年9月18日付の「子会社の異動を伴う株式の取得に関するお知らせ」及び同年10月1日付の「（開示事項の経過）子会社の株式の取得の完了に関するお知らせ」のとおり、取得価額合計約266百万円にて、SES事業やDXコンサルティング事業等を営む株式会社わさび及び株式会社 Green&Digital Partnersを子会社化しております。）を踏まえ、おおよそ1社あたりの買収資金として数千万円から3億円程度を想定しており、今後数社から10社程度のM&Aを推し進めていく予定です。これらの会社は現在の当社グループの開発、コンサルティング等の業務との親和性が高く、当社グループの事業拡大に資するものと考えております。

また、上記のほかにも、M&Aの機会を積極的かつ継続的に検討しており、仮に検討を進めている案件が実行できなかった場合でも、速やかに他の類似案件の検討を開始できるように努めています。

なお、M&Aにおいては、投資機会に柔軟かつ迅速に対応し、売主に対する交渉力及び他の買主候補に対する競争力を確保し、案件実行の確実性を高めるためには手元に十分な投資余力を確保しておくことが必要不可欠である

と考えられます。

九州新拠点の設立資金

当社は福岡及び東京を主たる拠点としておりますが、2025年に佐賀県鳥栖市に拠点を新設しました。当社ではチームで仕事をしており、基本的には対面で一緒に仕事をしております。現在IT業界の人材不足は深刻であるところ、新拠点の存在によって、育児や介護等の様々な事情により特定の地域から離れられないシステムエンジニアの方に地元でITの仕事に携われるようにすることで、人材の確保を容易にすることができ、当社の事業規模の拡大を図ることができます。

当社は、2025年10月に佐賀県鳥栖市で新拠点の稼働を開始していますが、今後も九州地域を中心にさらなる新拠点の新設を計画しており、その建設その他の開店資金として、本第三者割当の手取金のうち100,000千円（オフィス設置費用及び家賃40,000千円、人件費及び採用費50,000千円、並びに物件選定及び進出協定等の費用10,000千円）を充当することを予定しています。

<募集の目的>

当社は数年にわたり首都圏の開発拠点やシェアオフィス事業の分離売却を進めるなど、事業分野の統廃合を進めてまいりました。一方で、M&Aを活用して非連続的な企業成長を実現し、AIを用いた事業展開を推進するといった今後の戦略に沿ったSaaS事業の強化、M&Aへの積極的な取り組みを進めており、2026年9月期においても現時点で、株式会社わさび及び株式会社Green&Digital Partnersの2社を完全子会社化し、マムクリエイト株式会社を子会社化しました。

一方で、当社の2025年12月末時点の現預金は21億5千万円と、一定の水準を確保しておりますが、今後ファンドに対する出資、SaaS追加開発投資、及び社債の償還に相当額の支出を予定していることや、2026年3月に勃発したイラン情勢とその後の原油価格の高騰、円安による不確実な政治・経済情勢を踏まえると、人件費含むインフレへの備えとして手元流動資金を確保しておく必要性が高いことに加え、M&Aにおいては、投資機会に柔軟かつ迅速に対応し、売主に対する交渉力及び他の買主候補に対する競争力を確保し、案件実行の確実性を高めるためには手元に十分な投資余力を確保しておくことが必要不可欠であると考えられます。これらの観点から、このタイミングで資金調達を行うことが必要と判断しました。

なお、本第三者割当に伴い、本新株式の割当予定先からの要請を受け、オンゴール・パヴァン氏が保有する当社の第6回新株予約権について、本第三者割当の払込期日付で当社が取得し、その後直ちに消却することとしました。

<資金調達の方法として第三者割当を選定した理由>

上記「<募集の目的>」に記載のとおり、当社は、当社グループの事業基盤を強化及び事業規模の拡大を図るため、資金調達方法の検討を行ってまいりました。

資金調達の方法としては、金融機関等からの借入れがありますが、当社の財務体質の強化と経営の効率化の確保の観点も踏まえ、金融機関等からの借入れといった負債性の資金調達ではなく、株式の発行による資本性の資金調達を行うことが必要と判断いたしました。

次に、資本性の資金調達手法のうち、公募増資、株主割当増資及びライツオファリングを行うことが検討対象となり得ますが、いずれも第三者割当の方法に比べて調達金額に占めるコストが高くなることや案件の成否が市場環境に大きく左右され不確実性が高いことを踏まえ、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断しております。

なお、新株予約権による調達も検討対象となり得ますが、この方法については、発行時の希薄化を抑制できるというメリットがあるものの、当社グループの事業基盤の強化及び事業規模の拡大を図るために、一定の資金を早期にかつ確実性を高めて調達を行う必要がある観点からは、株式発行時に全額の払込みが行われ得る株式発行による方法のほうが適切であると判断しています。

以上を踏まえ、当社は、今回の資金調達の方法として、第三者割当による株式発行により調達する本第三者割当の方法が相当であると考えています。

なお、本第三者割当における新規発行株式数は21,000,000株（議決権数210,000個）であり、2025年12月31日現在の発行済株式総数84,834,140株に対し24.75%（2025年9月30日現在の総議決権数847,876個に対し24.77%）（小数点第三位を四捨五入）の割合で希薄化が生じるものの、上記「<募集の目的>」に記載のとおり、当社グループの事業基盤の強化及び事業規模の拡大を図ることで、当社の中長期的な企業価値の向上が期待できると考えております。

また、割当予定先であるEL CAMINO REAL、REGROWTH及びミライニホン各社[A11.1][A11.2]は、当社の事業拡大に積極的な支援を表明しており、本第三者割当により取得する当社株式を現時点では中長期的な視点で当社の企業価値向上の観点から安定的に継続保有する方針であることにも鑑みれば、株式の希薄化を考慮してもなお当社の総株主の利益に資するものと考えております。

以上を考慮した結果、当社は、EL CAMINO REAL、REGROWTH及びミライニホンを割当予定先[A12.1][A12.2]とし、本第三者割当を行うことが最適であると判断いたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

(1) EL CAMINO REAL

| | |
|----------------|--|
| 名称 | EL CAMINO REAL株式会社 |
| 本店所在地 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号トラストタワーN館 |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 大村浩次 |
| 資本金 | 100百万円 |
| 事業の内容 | 投資及び子会社管理 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | Japan Capital株式会社 54.60% 株式会社APS 25.00% |

(注) 割当予定先の概要は2026年4月6日現在におけるものです。

(2) REGROWTH

| | | |
|-----------------|---------------------|--|
| 名称 | REGROWTH 1号有限責任事業組合 | |
| 所在地 | 東京都品川区西五反田一丁目23番7号 | |
| 出資額 | 150百万円 | |
| 組成目的 | 有価証券投資 | |
| 主たる出資者及び出資比率 | 陳 大軍 100.00% | |
| 業務執行組員又はこれに類する者 | 氏名 | 小林 邦夫 |
| | 住所 | 東京都品川区西五反田一丁目23番7号 |
| | 職業 | REGROWTH1号有限責任事業組合 職務執行者 所在地：東京都品川区西五反田一丁目23番7号 事業の概要：有価証券投資 |

(注) 割当予定先の概要は2026年4月6日現在におけるものです。

(3)ミライニホン

| | |
|----------------|--|
| 名称 | 合同会社ミライニホン・アセットマネジメント |
| 本店所在地 | 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル23階 |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表社員 株式会社Mirai Nihon Ventures 職務執行者 後藤 研二 |
| 資本金 | 15万円 |
| 事業の内容 | 有価証券の取得、投資、売買、保有及び運用 企業経営、企業戦略に関するコンサルティング 文化事業・スポーツ等の興行及び仲介斡旋 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 後藤研二 66.67% 株式会社Mirai Nihon Ventures 33.33% |

(注) 割当予定先の概要は2026年4月6日現在におけるものです。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

(1) EL CAMINO REAL

| | |
|------------|--|
| 出資関係 | EL CAMINO REALは、当社普通株式12,992,320株(2025年12月31日現在の当社発行済株式総数84,834,140株の15.32%(小数点第三位を四捨五入))を所有しています。 |
| 人事関係 | EL CAMINO REALの代表取締役である大村浩次氏及び同社の取締役CF0である石川雅浩氏は、当社の取締役を務めております。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引等の関係 | 当社はEL CAMINO REALよりシステムエンジニアリングサービス及びシステム開発等を受託しております。 |

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は2026年4月6日現在におけるものです。

(2) REGROWTH

| | |
|------------|-------------|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引等の関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は2026年4月6日現在におけるものです。

(3) ミライニホン

| | |
|------------|-------------|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引等の関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は2026年4月6日現在におけるものです。

c．割当予定先の選定理由

(1) EL CAMINO REAL

当社は、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載したとおり、当社グループの事業基盤の強化及び事業規模の拡大を図ることで、当社の中長期的な企業価値の向上を達成するため、当社から、2005年の資本参加以来継続的に経営課題について相談を行ってきたEL CAMINO REALに相談したところ、本第三者割当による資金調達の提案を受けました。

かかる提案について当社内で協議・検討したところ、EL CAMINO REAL（旧APAMAN株式会社）は当社の長年にわたる筆頭株主であり、以下のとおり当社の事業内容を熟知していること、EL CAMINO REALは複数のM&Aの実績があり、かつ本第三者割当により当社の企業価値が向上した場合、EL CAMINO REALにもメリットがあることから、当社が実施を計画しているM&A等に関しても、本第三者割当後一定の助言等を期待できること、長期的に株式を保有することを期待できること等から、本第三者割当の割当予定先として同社が最適であると判断いたしました。

EL CAMINO REALグループは、旧APAMANグループとして2005年より当社に資本参加しており、2025年10月の同社グループの組織再編及び商号変更以降はEL CAMINO REALグループとして当社に資本参加しておりますが、現在は不動産事業における当社の大型顧客でもあります。また、2005年の資本参加以来、賃貸不動産情報提供サービス等、当社と協業・連携を行ってきたため、EL CAMINO REALは、当社の事業内容や得意領域を十分に把握していると考えております。また、EL CAMINO REAL自身においてもITサービスの提供に取り組んでいるほか、スタートアップ企業やIT企業買収の知見もあり、実際これまでににおいても、当社子会社による出資や、2016年に当社がさくらインターネット株式会社と合併で株式会社S2iを立ち上げた際等にも助言を受けていることから、本第三者割当後に予定しているM&Aに関しても同社による提案や助言が期待できるものと考えております。

なお、本届出書提出日現在、当社はEL CAMINO REALより、本第三者割当により割り当てられた株式を長期的に保有する方針である旨の意向表明を受けております。

(2) REGROWTH

当社は、当社の取締役の人脈を通じてREGROWTHによる当社への出資及び協力関係を打診しました。当社としては、REGROWTHがAI事業に関する知識・経験や国内外におけるコネクションを有していること、企業の成長と価値創造を目指し、これまでの投資経験等により蓄積されたグローバルなネットワークと戦略的なパートナーシップを活用して、企業が国際的な競争力を発揮できるよう投資先企業を支援していること、ベンチャー投資や再生型投資及び株式会社地域新聞社といった国内上場企業投資においても投資実績を有していることを評価しました。また、当社の事業内容や事業戦略にご理解をいただいたことから、本新株式の割当先として適切であると判断しました。

なお、本届出書提出日現在、当社はREGROWTHより、本第三者割当により割り当てられた株式を長期的に保有する方針である旨の意向表明を受けております。

(3) ミライニホン

当社の筆頭株主であるEL CAMINO REALの関係会社がミライニホンと取引関係を有していたところ、EL CAMINO REALを通じてミライニホンによる当社への出資に関して打診を受けました。また、当社の事業内容や事業戦略にご理解をいただけたことから、本新株式の割当先として適切であると判断しました。

当社は、ミライニホン及び同法人のその他の関係会社である株式会社Mirai Nihon Venturesから、当社の事業構造の整備において協力いただく予定です。また、ミライニホンは、上場会社である株式会社極楽湯ホールディングスの株式を保有しており、同社の事業展開に様々な助言を行っていると同っております。本第三者割当による資金を用いた当社の事業拡大にあたっても同様に、M&A候補先や協業先の紹介等で幅広い支援を期待できるものと判断しました。

なお、本届出書提出日現在、当社はミライニホンより、本第三者割当により割り当てられた株式を長期的に保有する方針である旨の意向表明を受けております。

d. 割り当てようとする株式の数

EL CAMINO REAL 当社普通株式8,280,000株
REGROWTH 当社普通株式11,720,000株
ミライニホン 当社普通株式1,000,000株

e. 株券等の保有方針

(1) EL CAMINO REAL

EL CAMINO REALからは、本第三者割当により取得する当社普通株式を中長期的な視点で保有する方針であることを確認しており、当社とEL CAMINO REALは、本引受契約においてその旨を確認する内容を定めております。

なお、当社は、EL CAMINO REALから、EL CAMINO REALが払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(2) REGROWTH

REGROWTHからは、本第三者割当により取得する当社普通株式を中長期的な視点で保有する方針であることを確認しており、当社とREGROWTHは、本引受契約においてその旨を確認する内容を定めております。

なお、当社は、REGROWTHから、REGROWTHが払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(3) ミライニホン

ミライニホンからは、本第三者割当により取得する当社普通株式を中長期的な視点で保有する方針であることを確認しており、当社とミライニホンは、本引受契約においてその旨を確認する内容を定めております。

なお、当社は、ミライニホンから、ミライニホンが払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

(1) EL CAMINO REAL

当社は、EL CAMINO REALから、EL CAMINO REALの会計監査人（太陽有限責任監査法人）の監査報告書が添付された計算書類及びその附属明細書（自2024年10月1日至2025年9月30日）に記載の貸借対照表を受領し、割当予定先が払込みに十分な流動資産を保有しており、併せて足元で変化が無いことを口頭で説明を受けており、本新株式の引受における払込みに必要な資金を有していることを確認しております。

(2) REGROWTH

当社は、REGROWTHから、REGROWTHの2026年3月23日時点における銀行預金の残高照会のコピーにおける払込みに必要な資金を有していることを確認しております。

(3) ミライニホン

当社は、ミライニホンから、ミライニホンの2026年3月23日時点における銀行預金の残高照会のコピーを受領し、本新株式の引受における払込みに必要な資金を有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

(1) EL CAMINO REAL

当社は、EL CAMINO REALとの間で締結する引受契約において、EL CAMINO REALから、EL CAMINO REALが反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、EL CAMINO REAL並びにその役員及び主要株主（以下「EL CAMINO REAL関係者」と総称します。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、専門の第三者調査機関である株式会社国際危機管理機構（代表者：金重凱之、本社：東京都千代田区）に調査を依頼し、同社からは、EL CAMINO REAL及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる資料・情報等の分析・精査及び属性要件・行為要件等の確認を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結果、EL CAMINO REAL関係者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年2月20日付で受領しております。

したがって、当社は、EL CAMINO REAL関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、当社は、東京証券取引所に対して、EL CAMINO REAL関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

(2) REGROWTH

当社は、REGROWTHとの間で締結する引受契約において、REGROWTHから、REGROWTH及びその主な出資者等が反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、REGROWTH及びその業務執行組合員並びにそれらの役員、並びにREGROWTHの全出資者（以下「REGROWTH関係者」と総称します。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、専門の第三者調査機関である株式会社国際危機管理機構（代表者：金重凱之、本社：東京都千代田区）に調査を依頼し、同社からは、REGROWTH及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる資料・情報等の分析・精査及び属性要件・行為要件等の確認を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結果、REGROWTH関係者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年4月2日付で受領しております。

したがって、当社は、REGROWTH関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、当社は、東京証券取引所に対して、REGROWTH関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

なお、REGROWTHにつきましては、REGROWTHの職務執行者である小林邦夫氏が、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に保有しています。

(3) ミライニホン

当社は、ミライニホンとの間で締結する引受契約において、ミライニホンから、ミライニホンが反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らかの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、ミライニホン並びにその役員及び社員(以下「ミライニホン関係者」と総称します。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、専門の第三者調査機関である株式会社国際危機管理機構(代表者:金重凱之、本社:東京都千代田区)に調査を依頼し、同社からは、ミライニホン及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる資料・情報等の分析・精査及び属性要件・行為要件等の確認を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結果、ミライニホン関係者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年2月27日付で受領しております。

したがって、当社は、ミライニホン関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、当社は、東京証券取引所に対して、ミライニホン関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

なお、ミライニホンにつきましては、ミライニホンの代表社員である株式会社Mirai Nihon Venturesの職務執行者である後藤研二氏が、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に保有しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠と合理性に関する考え方

本新株式の発行価格は、2026年4月6日付の本取締役会決議の直前営業日である2026年4月3日の東京証券取引所における当社普通株式の終値に0.9を乗じた金額である48円といたしました

当社が取締役会決議の直前営業日における終値に0.9を乗じた金額を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の企業価値を適正に反映していると考えられるものの、当社普通株式の流動性の低さやボラティリティの高さを考慮すると、相当数の株式を引き受ける投資家としては将来の株式変動リスクを慎重に判断する必要があるところ、当社としても仮に同程度の株式を公募増資で調達できたとしても大幅なディスカウントでの発行価格とすることを余儀なくされることが見込まれるため、特定の株主に発行するにあたっては一定のディスカウントを付与することは経済合理性があり、割当予定先との交渉を重ねた結果、決定いたしました。

なお、発行価格は過去1ヶ月間の終値単純平均値である54円(1円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の算出について同じとします。)に対して11.11%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の算出について同じとします。)のディスカウント、過去3ヶ月間の終値単純平均値である61円に対して21.31%のディスカウント、及び過去6ヶ月間の終値単純平均値である64円に対して25.00%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」も踏まえると、いわゆる有利発行に該当するものではないと考えます。

また、本取締役会において、当社監査等委員会(3名中2名が社外取締役)から、本新株式の払込金額は、取締役会決議の直前営業日における終値に0.9を乗じた金額で決定されているところ、当社普通株式の流動性の低さ及びボラティリティの高さ並びに本第三者割当の割当株式数を考慮すると、当該ディスカウントを付与することは経済合理性があり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」も踏まえると、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される株式は21,000,000株(議決権数210,000個)であり、2025年12月31日現在の発行済株式総数84,834,140株に対し24.75%(2025年9月30日現在の総議決権数847,876個に対し24.77%)(小数点第三位を四捨五入)の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当は、上記のとおり、当社グループの事業基盤の強化及び事業規模の拡大を目的として行うものであり、当社の中長期的な企業価値の向上が期待できるものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも資すると考えており、本第三者割当の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有 議決数の 割合 | 割当後の 所有株式数 (株) | 割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 |
|-------------------------|------------------|--------------|-------------------------------|----------------------|--|
| EL CAMINO REAL株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目8-1 | 8,692,320 | 10.25% | 21,272,320 | 20.11% |
| REGROWTH 1号有限責任事業組合 | 東京都世田谷区深沢八丁目6番6号 | | | 11,720,000 | 11.08% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区赤坂1丁目8-1 | 5,720,600 | 6.74% | 5,720,600 | 5.41% |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋1丁目13-1 | 4,355,573 | 5.13% | 4,355,573 | 4.12% |
| 丸山 三千夫 | 山梨県中巨摩郡昭和町 | 2,745,000 | 3.23% | 2,745,000 | 2.59% |
| 藤井 英樹 | 京都府京田辺市 | 1,392,000 | 1.64% | 1,392,000 | 1.32% |
| 丸山 光子 | 山梨県中巨摩郡昭和町 | 1,140,000 | 1.34% | 1,140,000 | 1.08% |
| 合同会社ミライニホン・アセットマネジメント | 東京都港区赤坂一丁目12番32号 | | | 1,000,000 | 0.95% |
| 伊藤 龍彦 | 東京都千代田区 | 924,300 | 1.08% | 924,300 | 0.87% |
| 佐藤 宏輝 | 千葉県千葉市花見川区 | 900,000 | 1.06% | 900,000 | 0.85% |
| 計 | | 25,869,793 | 30.51% | 51,169,793 | 48.37% |

(注) 1. 2025年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた2025年9月30日現在の総議決権数847,876個に本第三者割当により増加する議決権数210,000個を加えた数を分母として算出しております。

4. APAMAN株式会社は、2025年10月1日付でEL CAMINO REAL株式会社に社名変更しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第44期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年4月6日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年4月6日)現在において判断したものであります。

2 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第44期)の提出日(2025年12月19日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年4月6日)までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年12月23日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2025年12月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年12月19日

(2) 決議事項の内容

< 会社提案 >

第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役として、吉尾春樹、Ongole Pavan、石川雅浩、大村浩次を選任する。

< 株主提案 >

第2号議案 自己株式取得に関する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 | | | | (注)1 | |
| 吉尾 春樹 | 290,667 | 86,679 | 0 | | 可決 (76.82) |
| Ongole Pavan | 305,636 | 71,710 | 0 | | 可決 (80.78) |
| 石川 雅浩 | 318,908 | 58,438 | 0 | | 可決 (84.29) |
| 大村 浩次 | 317,276 | 60,070 | 0 | | 可決 (83.85) |
| 第2号議案 | 103,959 | 273,682 | 0 | (注)2 | 否決 (27.48) |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 「賛成の割合」は以下にて算出しております。

$$\text{賛成の割合} = \frac{\text{前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に
関して賛成と確認ができた議決権の数}}{\text{前日までの事前行使分及び当日出席の株主の議決権の数}}$$

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年4月6日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2026年4月6日付の取締役会において、EL CAMINO REAL株式会社、REGROWTH1号有限責任事業組合及び合同会社ミライニホン・アセットマネジメントに対して、第三者割当の方法により新株式を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）を決議いたしました。これに伴い、当社の主要株主の異動が見込まれますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの REGROWTH1号有限責任事業組合

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

所有議決権の数

| | 所有議決権の数 (所有株式数) | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----------------------|---------------------------|----------------|
| 異動前 (2025年9月30日時点) | | |
| 異動後 | 117,200個 (11,720,000株) | 11.08% |

(注) 1. 2025年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

3. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、異動前の「総株主等の議決権に対する割合」の算出に用いた2025年9月30日現在の総議決権数847,876個に本第三者割当により増加する議決権数210,000個を加えた数を分母として算出しております。

(3) 当該異動の年月日

2026年4月22日（予定）

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,706,476千円

発行済株式総数 普通株式 84,834,140株

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------|------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第44期) | 自 2024年10月1日 至 2025年9月30日 | 2025年12月19日 関東財務局長に提出 |
|---------|----------------|------------------------------|--------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を利用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月19日

株式会社 システムソフト
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 塚 清 憲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 原 啓 輔

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社システムソフトの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社システムソフト及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記(取得による企業結合)に記載されているとおり、会社は、2025年9月18日の取締役会において、SES事業やDXコンサルティング事業等を営む事業会社2社の株式を取得することを決議し、2025年10月1日に子会社化している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 事業分離に係る会計処理及び開示について | |
|--|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| 注記事項（企業結合等関係）（会社分割による事業分離）に記載されているとおり、会社は、2024年12月26日開催の取締役会において、オープンイノベーション事業の一部を株式会社ティーケーピーに承継することを決議し、2025年2月28日付けで事業の承継を完了している。これに伴い、連結損益計算書において、事業譲渡益182百万円を計上している。事業分離に関連する会計処理及び開示は、当連結会計年度において発生した重要な事象であり、連結財務諸表に及ぼす影響が大きいことから、当監査法人は事業分離に係る会計処理及び開示を「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。 | 当監査法人は、事業分離に係る会計処理及び開示の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none">・事業分離の概要及び経済的合理性を理解するため、経営者に質問するとともに、取締役会議事録、吸収分割契約書等を閲覧した。・事業分離の受取対価について、吸収分割契約書等の閲覧及び入金証憑との照合を実施した。・事業分離により移転した事業に係る資産及び負債の帳簿価額について、吸収分割契約書及び関連資料を閲覧し、仕訳処理との一致を確認した。・事業譲渡益の正確性を確かめた。・開示の妥当性を確かめるため、注記事項が会計基準に準拠して作成されているか検討した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社システムソフトの2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社システムソフトが2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は、2025年9月18日の取締役会において、SES事業やDXコンサルティング事業等を営む事業会社2社の株式を取得することを決議し、2025年10月1日に子会社化している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状

況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月19日

株式会社 システムソフト
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 塚 清 憲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 原 啓 輔

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社システムソフトの2024年10月1日から2025年9月30日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社システムソフトの2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| |
|---|
| 事業分離に係る会計処理及び開示について |
| 連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(事業分離に係る会計処理及び開示について)と同一内容であるため、記載を省略している。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。